

# 第1章

## 計画の策定にあたって



---

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1. 計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化の進展により人口減少社会に突入するとともに、単身世帯の増加や近隣住民の関係が希薄化する中で、社会から孤立する人々が生じやすい環境となってきました。また、これらにあわせて、経済状況の変化等により、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者をめぐる問題も深刻化しています。

国においては、平成 12 年に社会福祉事業法が改正され「社会福祉法」となり、個人の自立支援、利用者による選択の尊重、サービスの効率化等を柱とした新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。また、平成 29 年には社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、国は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく『地域共生社会』をめざしています。

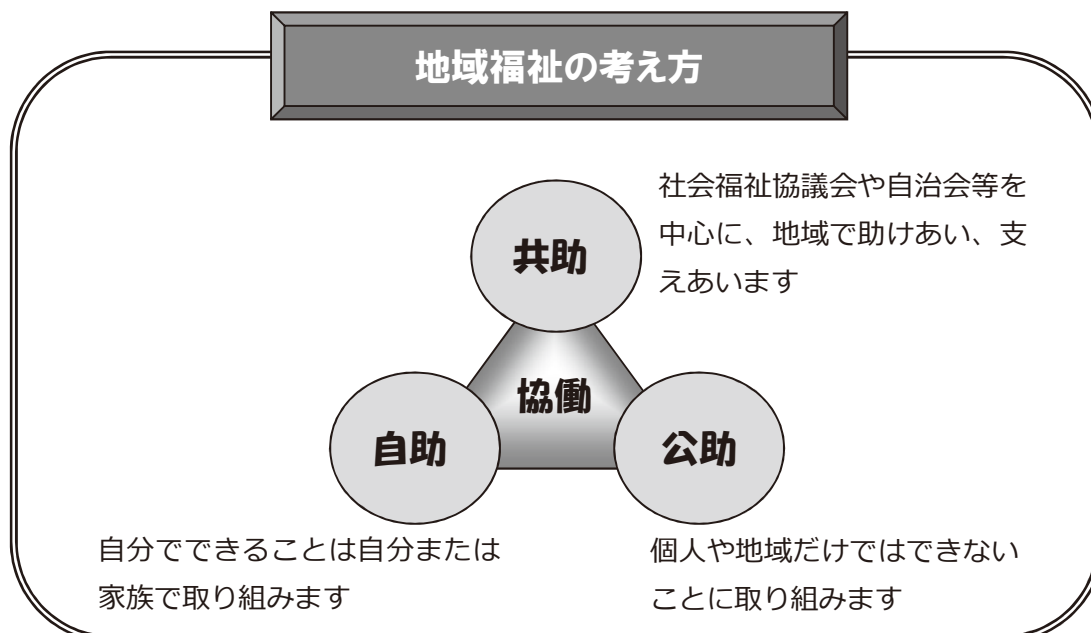
地域福祉の推進により「地域共生社会」の実現をめざすためには、これまでの生活支援を必要とする方への行政からのサービス給付という形だけではなく、地域住民同士の支えあい・助けあいが必要不可欠となってきます。こうした中で、高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して、生きがいを持って生活していくためには、生活基盤となる地域において、お互いに助けあう仕組みをつくっていくとともに、地域住民がボランティア等の町民福祉団体や民間事業者とともに、行政と協働して地域福祉を進めていくことが必要です。

地域福祉計画を策定する上での指針となる国の示す地域福祉計画策定ガイドラインにおいて、「自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方」が明記されています。わが国の自殺者数は平成 10 年以降年間 3 万人前後で推移しており、本町においても毎年数人の尊いのちが失われています。本町では、一人ひとりの尊いのちが自死によって失われることのないようこの地域福祉計画においても、自殺対策を総合的かつ効果的に推進していくことが必要です。

こうした背景から、本町では、田原本町社会福祉協議会と地域課題や地域福祉推進の理念・方向性を共有化し、より具体的・効果的な取り組みを行うため、「田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画」として一体的に策定します。これにより、町民をはじめ関係機関や地域団体等との協働を進め、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組みを一層推進していきます。

## 2. 地域福祉とは

地域福祉とは、地域住民、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉関係者や自治会等、行政が協働し、地域社会の福祉課題の解決に取り組み、住み慣れた地域において誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていこうとする取り組みのことを言います。



## 3. 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」とは、「地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画」で、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、町が策定します。

「地域福祉活動計画」とは、「住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、民間組織である社会福祉協議会の活動計画として策定します。

### 「社会福祉協議会」とは

社会福祉法第 109 条に、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、地域福祉活動の推進を担う中核的な役割を担っています。

公共性と民間性を持ちあわせた機能を活かし、既存の福祉サービスのみでは対応できない課題等に対して、地域住民や関係者の方々と協働した課題解決への取り組みをめざしています。

## 4. 計画の概要

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、規定されている5つの事項を一体的に定める福祉に関する計画の上位計画です。なお、同法第109条に規定されている町社協の「地域福祉活動計画」と一本化し、実効性を高める計画とします。

また、「田原本町第4次総合計画」を上位計画とし、めざすべきまちの将来像である「子どもから高齢者まで 誰もがいきいきとした暮らしを楽しむまち たわらもと」の実現に向け、子育て分野でのまちづくりの基本目標である「子育ての願いをかなえるまちづくり」や保健・医療・福祉の分野でのまちづくりの基本目標である「健康で安心な暮らしを支えるまちづくり」との整合を図りながら策定しています。

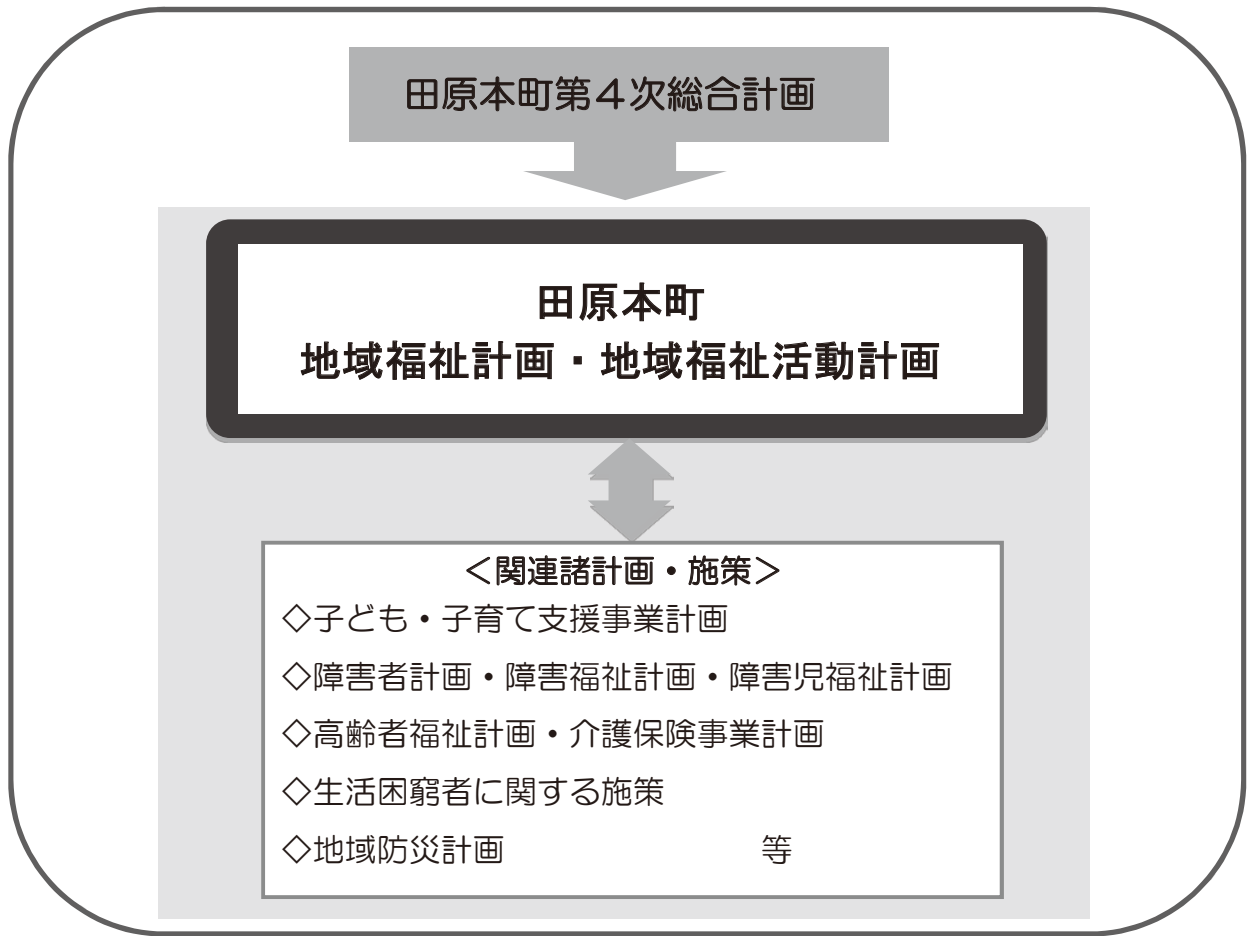
さらに、福祉分野には高齢者や障がいのある人、子どもを対象とした分野別計画がありますが、これらの分野別計画は対象者のニーズに応じたサービスの整備目標や取り組みを示しています。これに対して、本計画は分野別計画の対象者の地域生活を支えるため、権利擁護や総合的な相談支援体制、福祉サービスの利用支援等の取り組み方向を示すものです。また、既存の福祉サービスだけでは対応困難な問題への対応、地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項、地域福祉を推進するための基盤整備、公民協働の仕組みづくり等の取り組み方向を示しています。

また、本計画は、自殺対策基本法第13条の規定に基づき策定する「市町村自殺対策計画」としての内容を一部含みます。

なお、福祉分野の分野別計画はいずれも「田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画期間内に各計画期間を終了し、新たな計画を策定することになりますが、連携を図ります。

また、保健・福祉分野以外の分野別計画等についても、関連施策の整合を図っていきます。

【計画の位置づけ】



(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの5年間とします。

また、計画の進行管理を行うとともに、必要に応じて内容の見直しを実施します。

### (3) 計画の策定体制

計画の策定にあたって、住民の意見・意向を十分に把握し、地域の主要な課題や特性を明らかにした上で計画の策定を進めるため、様々な調査・分析等を実施します。

【田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の体制】

